

事務連絡（保26）

平成21年5月7日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
藤原 淳（保険担当）

「協会けんぽ」被保険者証一括更新スケジュールについて

「協会けんぽ」の被保険者証の切り替え時期の変更につきまして、平成21年1月15日付事務連絡（保214）によりご連絡申し上げたところではありますが、別紙のとおり「被保険者証一括更新スケジュール」を入手いたしましたのでご連絡申し上げます。

被保険者の新証への一括更新のスケジュールは、本年6月10日から順次実施していく予定であり、9月末までに完了する予定であります。一括更新完了後も経過措置が設けられ、厚生労働大臣が定める日までは、新旧の被保険者証の記号番号を用いて請求することが可能であります。

なお、厚生労働大臣が定める日が分かりしだい、追ってご連絡申し上げます。

また、政府が平成21年度予算編成において、後発医薬品の使用促進、道路特定財源の一般財源化、年金特別会計（特別保健福祉事業資金）により、社会保障給付費の伸びの国庫負担分2,200億円の財源手当を行い、そのうち、平成20年度に引き続き、後発医薬品の使用促進により230億円を捻出することとしております。

そのため、政府はジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組みを医療保険各保険者に求め、「協会けんぽ（旧政管健保）」においても、ジェネリック医薬品の使用促進のために、平成21年度は広報やいわゆる「希望カード」の配布、ジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担の軽減額に関する情報提供等の取組みを実施していくことを検討しております。

この取組みは、ジェネリック医薬品に切り換えた場合に自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる情報提供の通知を希望する40歳以上の被保険者等

(通知を希望しない被保険者等は対象外) に対して、その差額を協会けんぽから各事業所を通じて通知されるものであります。

この取組みを円滑かつ効果的に実施していくため、7月下旬より、協会けんぽ広島支部においてパイロット事業を実施し、その結果を踏まえて全国展開していく予定としておりますので、ご連絡申し上げます。

(添付資料)

1. 被保険者証一括更新スケジュールについて (協会けんぽ)
2. ジェネリック医薬品の使用促進のための取組について  
(平21.4.27 協発第0427003号 全国健康保険協会理事長)

# 被保険者証一括更新スケジュールについて

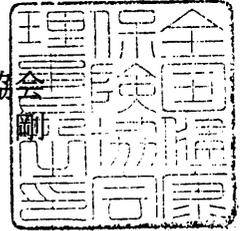
## スケジュール概要

ブロック		対象支部	更新期間	ブロック		対象支部	更新期間
1	A	北海道	6月10日	4	A	愛知	7月29日
	B	青森・岩手・秋田	～		B	京都・滋賀	～
	C	宮城・山形・栃木	7月10日		C	兵庫	8月28日
	D	福島・茨城			D	奈良・和歌山・鳥取・香川	
2	A	東京	6月24日	5	A	大阪	8月17日
	B	群馬	～		B	島根・岡山	～
	C	埼玉	7月24日		C	広島	9月11日
	D	千葉	東京(8月7日)		D	山口・徳島	
3	A	神奈川・富山	7月8日	6	A	福岡	8月26日
	B	新潟・石川・福井	～		B	愛媛・高知・佐賀	～
	C	山梨・長野・岐阜	8月7日		C	長崎・熊本・大分	9月29日
	D	静岡・三重			D	宮崎・鹿児島・沖縄	
任意継続被保険者の更新スケジュールについては検討中。							

協 発 第 0427003 号  
平成 21 年 4 月 27 日

日 本 医 師 会  
会 長 唐 澤 祥 人 殿

全国健康保険協会  
理事長 小林



### ジェネリック医薬品の使用促進のための取組について

平素より全国健康保険協会の運営につきましては、格段のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、ジェネリック医薬品（後発医薬品）については、患者負担の軽減や医療保険財政に資することから、政府はもとより関係団体等の協力のもとに使用促進のための取組みが推進されているところであり、保険者においても積極的な取組みが求められているところであります。

このため、当協会においても、ジェネリック医薬品の使用促進のため平成21年度においては広報やいわゆる「希望カード」の配布、ジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担の軽減額に関する情報提供等の取組みを実施していくこととしております。

こうした取組みを円滑かつ効果的に実施していくため、広島支部において先行的に加入者に対して自己負担の軽減額に関する通知を実施することを予定しております。（別紙参照）

つきましては、当協会の取組みにつきまして、ご理解とご協力方よろしくお願いいたします。

(別紙)

協会けんぽにおけるジェネリック医薬品の使用促進のための取組みについて

- 協会けんぽにおいては、平成21年度においてジェネリック医薬品の使用の促進に向けて加入者や事業主に広報の推進を図るとともに、いわゆる「希望カード」の配布や、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額等に関する情報提供等を実施することとしている。
- これらの取組みの円滑かつ効果的な実施を図るため、まず、広島支部においてパイロット事業として先行的に実施し、その成果を踏まえて全国的に順次実施していくことを予定している。

[広島支部のパイロット事業]

- ・ 協会けんぽの40歳以上の加入者のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額軽減が一定程度見込まれる方に、その差額等を通知する（通知を希望されない方などは対象外とする）。
- ・ 情報提供の内容は、他の保険者の取組事例も踏まえ、先発医薬品の処方の内容、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額等を予定。
- ・ 通知の際には、いわゆる「希望カード」を同封する予定。
- ・ 7月下旬に広島支部から事業所を通じて加入者に通知。